

周南市リサイクルプラザ長期包括的運転管理業務委託事業に係る発注支援等業務 仕様書

1. 業務名称

周南市リサイクルプラザ長期包括的運転管理業務委託事業に係る発注支援等業務
(以下「本業務」という。)

2. 業務目的

本市が管理する「周南市リサイクルプラザ」(以下「本施設」という。)の運転管理については、平成25年11月28日から現在まで、長期包括的運転管理業務委託を実施してきたが、令和7年度末に契約期間満了を迎えることから、昨年度今後の本施設の在り方についてその方向性を検証し、令和8年度からも引き続き次期長期包括的運転管理を行うことが有効であることを確認し、本業務では、次期長期包括的運転管理の基本計画の作成及び実施計画の作成等、業者選定の在り方を含めた発注支援を行うものである。

また、長期包括的運転管理の発注に必要となる発注仕様書の作成は、長期包括的運転管理に必要となる見積仕様書の作成と内容精査を経て作成するとともに、本市の市民及び議会等、必要に応じて関係機関への報告に参考となる資料の作成を行うことを目的とする。

なお、本施設の現行の長期包括的運転管理業務委託期間が令和8年3月末までであることから、令和7年12月末までに次期長期包括的運転管理に係る業者選定が終了し、十分な引継ぎ期間が確保できるようなスケジュールを作成すること。

本施設の概要は次のとおりである。

所在地 山口県周南市臨海町5番地

処理能力 80 t/日

処理方式	燃やせないごみ	: 24 t/日	破碎・選別
	不燃性粗大ごみ	: 1 t/日	破碎・選別
	ビン類・缶類	: 14 t/日	選別・圧縮成型
	ペットボトル	: 2 t/日	選別・圧縮成型
	プラスチック製容器包装類	: 25 t/日	選別・圧縮成型
	その他プラスチック類	: 11 t/日	選別・圧縮成型
	可燃性粗大ごみ	: 1 t/日	破碎・選別
	ガラス陶器類	: 2 t/日	破碎・選別

建設年度 着工:平成20年7月、竣工:平成23年3月

3. 履行場所

周南市内

4. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5. 業務内容

(1) 運転管理実態状況把握業務(令和6年度実施業務)

ア 長期包括的運転管理基本計画の見直し

令和5年度実施の「周南市リサイクルプラザ長期包括的運転管理業務委託事業に係る方針検討業務」（以下、「方針検討業務」という。）にて整理した内容を踏まえ、今後の長期包括的運転管理基本計画の見直しを行うものとする。

また、現運転事業者に運営管理委託費用についての見積を徴収するための資料作成も行うものとする。

イ 委託費の検討

長期包括的運転管理基本計画の見直しに伴い、現行運転事業者に運転管理委託費用についての見積徴収を行い、その内容を精査するものとする。

ウ 長期包括的運転管理事業実施計画の策定

本市が、本施設の運転管理委託を長期包括的に発注を予定した場合に、入札公告等に提示する長期包括的運転管理事業実施計画を作成するものとする。

作成に際しては、周南市の発注方法を踏まえて、入札実施に必要な書類の作成を行うものとする。

(2) 長期包括的運転管理委託の発注支援業務(令和7年度実施業務)

ア 入札公告資料の作成

「長期包括的運転管理事業実施計画」について、評価会等における審議結果等を踏まえて、民間事業者から入札書（技術提案含む）を徴取するため入札公告資料の作成を行うものとする。

イ 入札における提出書類の確認及び民間事業者の選定支援

民間事業者から徴取した入札における提出書類（技術提案含む）については、評価会等における審議結果等を踏まえて、比較評価資料としてとりまとめ、ヒアリング等を通じて疑義を解決したうえで、技術提案内容に関する審査資料をとりまとめるものとする。

資料作成にあたっては、評価会等において決定される審査方法に従うものとするが、必要に応じて、合理的かつ公平性が確保された審査方法に係る提案を行うものとする。

ウ 民間事業者との契約資料の作成

本市と民間事業者との間で締結する委託契約書の作成にあたっては、技術面等の専門的知見によるアドバイスをを行うものとする。

エ 本事業に関する総合支援

受託者は、本事業の実施に必要な調査・検討・資料作成・協議において、受託者の所有する専門的知識及びノウハウを駆使し、ごみ処理施設の運営実務等の技術面等の総合支援を実施するものとする。

また、運営管理業務の引継ぎ期間において発生することが懸念される運転管理内容に関する質疑等の対応についても、本業務の範囲内において支援を行うものとする。

オ 現行の長期包括的運転管理業務委託終了時の支援

現行業務の委託終了時における、施設引き渡しの際の対応について、支援を行うものとする。

なお、上記業務内容に加え、事業目的をより効果的に達成できるための独自の提案を行うこと。

6. 成果品

- (1) 各調査分析結果報告書 10部（紙媒体）
- (2) その他の協議資料 一式
- (3) 上記（1）、（2）の電子データ 一式

なお、成果品納入までの間に、中間報告を求めることがあるので、随時対応すること。

7. 委託料の支払い

委託料の支払いは、履行確認後、受託者の請求により支払い（各年度1回）

8. その他

- (1) 委託業務の履行にあたっては、円滑な進捗を図るため、業務に必要な能力と経験を有する技術者を配置すること。
- (2) 成果品の所有権、著作権等の知的財産権その他一切の権利は本市に属するものとする。
- (3) 受託者は、本業務完了後、本市の検査を受けるものとする。本業務は、本市の検査合格をもって完了とするが、納品後の成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても受託者の責任において無償で訂正を行い、再度提出して検査を受けるものとする。
- (4) 資料及び報告書等は、見やすく、読みやすく、分かりやすいものとなるよう心掛け簡潔で明瞭な文章表現に努めるとともに、グラフや表等を必要に応じて作成し、レイアウト等にも配慮すること。
- (5) 本業務の詳細については、市の指示に従うものとし、業務の遂行上、疑義が生じた場合には、市と受託者において、その都度協議することとする。
- (6) 本業務の遂行上必要な資料等の収集は、原則的に受託者が行うものとするが、現在、本市が所有する資料のうち、業務に利用できるものについて本市はこれを貸与する。ただし、貸与を受けた資料については、そのリストを作成し本市に提出するとともに、業務完了と同時に返却するものとする。
- (7) 受託者は、契約後速やかに作業計画書を作成し、本市に提出し承認を得るものとする。なお、作業計画書には、業務実施方針、業務内容、工程表、担当技術者、その他の事項について明記するものとする。
- (8) 本業務の実施に係る打ち合わせ及び協議事項は、その都度記録簿を作成し、本市に提出するとともに、本市及び受託者双方で確認するものとする。

9. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令等の遵守

関連する法規がある場合は当該法規を遵守するとともに、中立的・客観的に委託業務を遂行すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、本市と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益ために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(5) 業務の継続が困難となった場合の措置について

市と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は次のとおりとする。

ア 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、市は契約の解除ができる。この場合、市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく本業務を遂行できるよう、引き継ぎを行わなければならない。

イ その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、市及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、委託期間終了後若しくは契約の解除などにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータを遅滞なく提供しなければならない。

(6) 暴力団等による不当介入への対応について

ア 受託者は契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び周南警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。

イ 受託者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書に基づき協議を行うものとする。

10. 留意事項

この仕様書は、本市が想定する最低限の業務概要を示すもので、目的達成のために必要と考えられる事業者の提案内容を制限するものではない。